

審 議 票 (5 - 1)

令和 4 年 9 月 1 2 日

議題：審議会等の役割

	現行条例	改正法	
関係規定	広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条 個人情報保護条例第 5 条、第 8 条	第 1 2 9 条	
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・各意見聴取手続（各制限の例外事由の適用に関するもの）	・審議会等への諮問	—
施行条例への規定の可否	<p>・条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる（改正法第 1 2 9 条）。</p> <p>・個人情報の取得、利用、提供等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする旨の規定を条例に定めることは認められない。</p> <p>・団体内部の手続に関する規律で、個人情報の保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。</p>		

〈項目と論点〉

諮問、意見聴取、報告等

- ① 諮問すべき事項
- ② 現行の意見聴取手続に代わる関与の方法（審議票2-2、2-3にも記載あり）
- ③ 報告等の在り方

〈考え方（案）〉

- ① 諮問の根拠規定が改正法第 1 2 9 条となっても、引き続き、「個人情報の保護に関する重要な事項」について諮問することになると考えている（施行条例及び審査会条例にその旨規定する。）。
- ② 現行のような事前の意見聴取手続はなくなるが、本市における制度の運用状況（法の施行状況）を審査会に報告し、そこで出た意見をその後の運用に生かす仕組みを設けたい。
- ③ ②の制度の運用状況（法の施行状況）の報告では、個人情報ファイルの保有等の状況、開示請求等の処理状況、審査請求の処理状況、匿名加工情報の提供制度の運用状況、漏えい等の発生状況、新たな目的外利用・提供の状況（改正法第 6 9 条第 2 項の「相当の理由」又は「特別の理由」があると判断したもの）等について報告することを想定している。